

☆ 募 集

令和3年度コミュニティ助成事業活用団体募集

(一財)自治総合センターでは、宝くじの収益を財源に、社会貢献広報事業として、コミュニティ助成事業を実施しています。

地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることを目的として、地域で行う事業、活動に必要な施設・設備の整備などに対して助成します。なお、申請には事前の相談が必要となります。

相談受付期限 9月11日(金) (地域国際化推進助成事業は10月2日(金))

◆ コミュニティ助成制度 ◆

事業名・内容	対象になる団体・条件
一般コミュニティ助成事業 (10割助成) 100万円から250万円まで	町内会などがコミュニティ活動に直接必要な備品などの整備を行う場合
コミュニティセンター助成事業 対象事業費の5分の3以内・1,500万円を上限	町内会などが集会施設を建設・整備する場合
青少年健全育成助成事業 (10割助成) 30万円から100万円まで	町内会などが青少年の健全育成のため、主として親子で参加する事業を実施する場合
地域国際化推進助成事業 (10割助成) 200万円まで	多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化を推進する活動を行う場合

※事業内容が変更になる場合があります。

☎まちづくり支援課 ☎ 6725



9～10月定例労働相談会

青森県労働委員会事務局  
☎ 017-734-9832

労働者と事業主との間に生じた労働問題(解雇・賃金引き下げ・長時間労働・パワハラなど)について、青森県労働委員会委員が相談に応じます。

とき		ところ
9月8日(火)	午後1時30分～3時30分	青森県労働委員会 (東奥日報新町ビル4階)
9月13日(日)	午前10時30分～午後0時30分	
10月6日(火)	午後1時30分～3時30分	
10月11日(日)	午前10時30分～午後0時30分	弘前文化センター2階 (弘前市大字下白銀町19-4)
10月18日(日)	午前10時30分～午後0時30分	八戸市ユートリー4階 (八戸市一番町一丁目9-22)
10月25日(日)	午前10時30分～午後0時30分	青森県労働委員会

新しい働き方・休み方が始まっています

労働基準法の改正により、平成31年4月から全ての企業において、年10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、年5日の年次有給休暇の確実な取得が求められています。また、年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

新しい働き方・休み方を実践するために、年次有給休暇を上手に活用しましょう。

☎厚生労働省 雇用環境・均等局 職業生活両立課  
☎ 03-5253-1111

中央病院からのお知らせ

選定療養費(非紹介患者初診料および再診加算料)が変わります

10月1日から非紹介患者初診料と再診加算料の料金が変わります。

▶非紹介患者初診料 5,500円(税込み)

他の医療機関からの紹介状を持たずに、当院を初診で受診した場合にかかる費用(紹介状をお持ちの方は、料金はかかりません)。

▶再診加算料 2,750円(税込み)  
当院の医師がかかりつけ医への紹介後、継続して当院への診療を希望された場合にかかる費用

☎中央病院 ☎ 5121

【有料広告欄】 「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申し込み先 総務課広報男女参画係 ☎ 6702